

特命随意契約理由書

984

件名	生活保護システム保守業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 委託 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	生活保護システム機器（PC・プリンター等）及び生活保護ソフトに係るメンテナンス業務を行う。
選定理由	当該生活保護システムは平成22年10月にパッケージ使用权を取得しているため、今後も利用料金等の負担なく使用することができる。 本システムの運用は下記の事業者が行っており、保守等のメンテナンス作業はシステムの特許権、著作権その他の排他的権利を有する事業者にはできないものである。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：株式会社日立システムズ 住所：東京都品川区大崎1-2-1
※ 契約年月日	令和 7 年 11 月 20 日
※ 契約金額	4,682,700 円（消費税を含む）
契約期間	令和7年12月1日から令和8年3月31日まで
担当課	保健福祉部生活支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

996

件名	千代田区立障害者福祉センター消防設備修繕
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> ・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田区立障害者福祉センターの消防設備点検にて、2階及び4階に設置している消防設備（防煙垂れ壁、引き戸）が、火災報知器と連動不具合を起こし、作動しないことが発覚した。 施設利用者の安全管理のため、消防設備が正常に稼働するよう、関係機器の交換修繕を行う。
選定理由	当施設の消防設備管理は、下記事業者が一貫して担っており、現場の設備状況や過去の修繕履歴を熟知している。 当該設備は、既設部分と修繕対象部分が密接不可分であり、両者は連動して作動するため、他の事業者が施工した場合、故障や誤作動発生時に原因究明が困難となり、責任の所在が不明確となる。 また、施設利用者の安全管理上、常に稼働できる状態を保たなければならないが、現在作動せず予断を許さない状況にあるため、迅速かつ的確に修繕を行う必要がある。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名称 日管株式会社 / 東京支店 / 住所 東京都千代田区飯田橋4-2-1 /
※ 契約年月日	令和 7 年 11 月 2 / 日
※ 契約金額	1,133,000円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和8年1月31日まで
担当課	保健福祉部 障害者福祉課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

1020

件名	特別区民税・都民税課税資料データパンチ業務
種類	委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	<p>令和8年度特別区民税・都民税の賦課及び徴収に必要な不可欠な課税資料(※1)の情報を、千代田区が使用している総合住民サービスシステムの仕様に沿って入力(パンチ)し、パンチデータを税務課が指定する総合住民サービスシステム内のフォルダに格納する。</p> <p>(※1)給与支払報告書、住民税申告書、電子申告分および紙申告分の両方を含む。</p>
選定理由	<p>下記業者は、個人住民税システムを含む本区の基幹システムの運用保守委託先業者であり、パンチデータのエントリープログラムの作成、事前検証、個人住民税システムへのエントリー及びエントリー後の確認等を一連の業務として円滑に行い、個人情報を含む情報の取扱いについては、安全・確実に実施する(パンチデータをCD等の外部記録媒体を介さず直接基幹システム内のフォルダに格納する等)ことのできる唯一の業者である。</p> <p>また、課税資料の読取システム導入により、基幹系システム基盤上のサーバーで管理されるスキャンデータを使用し、同サーバー上で原票の送信、パンチデータの受信を行うことができるのは運用保守委託先業者のみである。</p> <p>以上の理由から、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社 電算</p> <p>住所 長野県長野市鶴賀七瀬中町 276-6</p>
※契約年月日	令和 7 年 11 月 25 日
※契約金額	3632145 円 (消費税を含む) ※ 税価別契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
担当課	地域振興部 税務課
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

987

件名	千代田区会館施設予約システム改修業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田区会館施設予約システムにおいて、承認書のレイアウト修正及び利用者登録画面の修正を実施する。
選定理由	千代田区会館施設予約システムは、千代田区内の施設の予約・支払い等を受け付けているものである。 本件は、既存の会館施設予約システムに改修を加えるものであるため、同一システム開発者以外の者にシステムの改修を履行させると、既存の運用システムに著しく支障が生じる恐れがある。 以上の理由により、当該システムの構築・稼働業者である下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：富士通 Japan 株式会社 住 所：東京都大田区新蒲田 1-17-25
※ 契約年月日	令和 7 年 11 月 26 日
※ 契約金額	1,604,460 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで
担当課	地域振興部 万世橋出張所
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

1015

件名	特別区民税・都民税・森林環境税にかかる課税資料整理等業務
種類	物品：委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	特別区民税・都民税・森林環境税にかかる業務のうち、給与支払報告書等の資料整理、公的年金等支払報告書の入力および資料整理、確定申告書の検索および確認補筆、課税照会への回答資料とりまとめ等、課税事務にかかる定型的な業務処理を委託する。
選定理由	<p>1. プロポーザル年度 令和5年度 (令和5年9月15日付5千地稅務発第654号)</p> <p>2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条 6号</p> <p>3. 継続年数 3年</p> <p>4. 評 価 良好な業務成績のため 業務成績は良好なため、引き続き令和7年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 富士ソフトサービスビューロ株式会社</p> <p>住 所 東京都墨田区江東橋二丁目19番7号</p>
※ 契約年月日	令和 7 年 11 月 26 日
※ 契約金額	23,705,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和7年12月1日から令和8年6月30日まで
担 当 課	地域振興部稅務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

1031

件名	西神田コスモス館テレビ共聴設備用増幅器更新工事
種類	工 事：土木・建設・ <u>設備</u> ・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	千代田区西神田2-6-1
概要	本工事は、西神田コスモス館のテレビ共聴設備用増幅器 39 台の更新及びその調整を行うものである。
選定理由	<p>西神田コスモス館のテレビ共聴設備は建物のアンテナで受信した電波ではなく、ケーブルテレビ局で受信した電波をケーブル回線を通じて各住戸へ届けるシステムとなっている。</p> <p>本工事は、既設テレビ共聴設備を使用しながらの増幅器更新となり、各住戸におけるテレビ等の使用不可期間を最小限にするため、システムや仕様の理解に加えて現状の設定を熟知した上で、実施することが不可欠である。</p> <p>下記業者は竣工時から入居者と個別にインターネット利用やテレビ視聴の契約をしている業者であり、当施設のテレビ共聴設備について熟知している。また、増幅器の電波調整（上り）作業は下記事業者しか行うことができない。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 東京ケーブルネットワーク株式会社</p> <p>住 所 東京都文京区後楽1-1-7</p>
※ 契約年月日	令和 7 年 11 月 27 日
※ 契約金額	3,136,100 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和8年2月6日まで
担当課	政策経営部 施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

965

件名	高齢者食事支援サービス業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田区在住の満65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯等で、在宅での食の確保に支援が必要な方に食事の配達を個別に行い、高齢者の在宅生活を支援する。
選定理由	<p>本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 配食数の多寡に関わらず、区内全域へ配送できること。 2 利用者が高齢者であることから、事前に通知していた食事内容の変更や配達担当者の変更は混乱を招くため、本人が希望する場合を除きできるだけ避けること。 3 食事の提供を行うとともに、利用者との信頼関係も構築できること。 4 配達時に、高齢者の状況確認等について配慮できること。 5 区の仕様書に則った行動を取ること。 <p>これら一つ一つの条件について近隣区域ですべてを満たすものが限定される。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 ライフデリ 千代田・中央店</p> <p>住所 東京都千代田区東神田一丁目17番5号</p>
※ 契約年月日	令和 7 年 11 月 12 日
※ 契約金額	※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 ¥ 3,243,200 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
担当課	保健福祉部在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

1029

件名	契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会におけるリーガルチェック業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ 委託 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	当該特別委員会において、令和6年に行われた本区の官製談合事件に関する裁判の記録の閲覧及び閲覧内容のメモを東京地方検察庁にて行った。刑事確定訴訟記録法では閲覧により知り得た事項はみだりに用いてはならない旨の規定があることから、閲覧時に作成したメモを委員会の調査時にどう用いるのかは慎重な判断が求められる。そのため、閲覧メモの適切な取扱いについて、想定され得る法的リスクの検証（リーガルチェック）等を行う業務を法律の専門家に委託する。
選定理由	上記の閲覧を行うに際し、区議会事務局において事務的な留意点等を確認するため第二東京弁護士会に相談先の推薦を依頼したところ、下記弁護士2名が推薦され、当該弁護士に対して事件の経緯や委員会での議論の状況等の情報を提供したうえで法律相談を行い、これを踏まえて閲覧および閲覧メモの作成を行った。その後、当該特別委員会において、閲覧メモの取扱いに関するリーガルチェックを行うことが決定された。 閲覧メモから委員会資料を作成するにあたっては、法律相談で受けた刑事確定訴訟記録法の条文解釈、立法趣旨に関する助言に基づき、裁判記録の閲覧とメモ作成を行ったため、そのフィードバックを受けて作成することが必要である。 業務の委託先として、弁護士会から推薦を受けており公平性や客観性が確保できていることや、上記の理由等から、以下の2名を選定する。
契約の相手方	氏名 森岡 誠（弁護士） 住所 東京都千代田区霞が関1丁目4番2号 大同生命霞が関ビル12階 兼子・岩松法律事務所 ----- 氏名 黒田 修二（弁護士） 住所 東京都中央区銀座4丁目2番12号 銀座クリスタルビル9階 東京総合法律事務所
※ 契約年月日	令和 7 年 11 月 20 日
※ 契約金額	※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 ^{823,000} 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
担当課	区議会事務局 /
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

1030

件名	契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会におけるリーガルチェック業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ 委託 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	当該特別委員会において、令和6年に行われた本区の官製談合事件に関する裁判の記録の閲覧及び閲覧内容のメモを東京地方検察庁にて行った。刑事確定訴訟記録法では閲覧により知り得た事項はみだりに用いてはならない旨の規定があることから、閲覧時に作成したメモを委員会の調査時にどう用いるのかは慎重な判断が求められる。そのため、閲覧メモの適切な取扱いについて、想定され得る法的リスクの検証（リーガルチェック）等を行う業務を法律の専門家に委託する。
選定理由	上記の閲覧を行うに際し、区議会事務局において事務的な留意点等を確認するため第二東京弁護士会に相談先の推薦を依頼したところ、下記弁護士2名が推薦され、当該弁護士に対して事件の経緯や委員会での議論の状況等の情報を提供したうえで法律相談を行い、これを踏まえて閲覧および閲覧メモの作成を行った。その後、当該特別委員会において、閲覧メモの取扱いに関するリーガルチェックを行うことが決定された。 閲覧メモから委員会資料を作成するにあたっては、法律相談で受けた刑事確定訴訟記録法の条文解釈、立法趣旨に関する助言に基づき、裁判記録の閲覧とメモ作成を行ったため、そのフィードバックを受けて作成することが必要である。 業務の委託先として、弁護士会から推薦を受けており公平性や客観性が確保できていることや、上記の理由等から、以下の2名を選定する。
契約の相手方	氏名 森岡 誠（弁護士） 住所 東京都千代田区霞が関1丁目4番2号 大同生命霞が関ビル12階 兼子・岩松法律事務所 ----- 氏名 黒田 修二（弁護士） 住所 東京都中央区銀座4丁目2番12号 銀座クリスタルビル9階 東京総合法律事務所
※ 契約年月日	令和 7 年 11 月 20 日
※ 契約金額	※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 825,000 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
担当課	区議会事務局
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。